

「学費延分納許可申請書」提出に関する重要なお知らせ

～申請される方はこちらの書面をお手元で保管ください～

環太平洋大学では「学費延分納許可申請書」提出により学納金の延納・分納が認められます。提出には申請期限また延分納期限がございます。申請を希望される場合は所定手続きを期限までに行ってください。

【申請期限および申請方法】

申請期限	請求額通知（前期：1月中旬、後期：7月中旬）後、 前期学納金・・・2月末日必着 後期学納金・・・8月末日必着
延分納期限	前期学納金・・・4月末日 後期学納金・・・10月末日 ※上記期限を越えて延分納・分納することはできません
提出（送付）先	学校法人創志学園 経理センター 〒651-0084 兵庫県神戸市中央区磯辺通 4-1-5 アンビシヤスビル 6F
東京キャンパス 振込先	三井住友銀行 神戸営業部 普通 1649805 ガク）ソウシガクエン へ学籍番号・学生氏名でお振込下さい
郵送方法	本学指定の申請書に必要な事項を漏れなく記入・捺印の上、当方への 到着確認が可能な郵便（レターパック、特定記録郵便）等 でご送付ください。
審査結果	申請内容の許可または不許可について提出から1ヶ月以内を目途に保護者宛にご通知申し上げます。

【注意事項】

- 1 延分納理由が不十分な場合、または記載漏れがある場合、申請は受理できません。
- 2 **申請時納入金額として、申請までに1万円以上をご納入ください**。延分納申請が受理された場合は、請求学納金一部として差額をお支払いください。
- 3 延分納が許可された場合であっても、事実と異なる記載があると判明した場合は、延分納許可を取り消し、直ちに学費全額の納付を命じることになります。
- 4 計画期限までに納入されなかった場合、環太平洋大学学則・規程に則り、除籍等の処分となります。
- 5 延分納期限までに完納ができず、除籍処分となった場合、申請時納入金額ならびに期限までに納入された学納金一部は返金されません。必ず計画的に完納いただけるようご注意ください。

お問合せは東京キャンパス事務局までご連絡ください。
電話 047-328-6166

学費延分納許可申請書

環太平洋大学事務局 御中

学納金規程に定められる延分納を下記のとおり願ひ出、計画に基づき納入することを誓約します。

申請者	学籍番号		学部		学科
	学生氏名	㊟	記入日	年	月 日
	保護者氏名	㊟	学生との続柄		
	保護者住所	〒 電話番号（ ）			
	保証人氏名	㊟	学生との続柄		
	保証人住所	〒 電話番号（ ）			
延分納計画	申請対象	令和 8 年度 後期学納金			
	延分納理由	※家計の急変理由等			
	支払根拠 ※該当箇所に ☑をつけ、 必要事項を 記載下さい	☐ 保護者給与・学生本人のアルバイト収入から支払 ☐ 賞与から支払（ 月 日支給） ☐ 奨学金から支払（ 月 日支給） ☐ 保険や財形貯蓄・定期預金等解約 ☐ 教育ローンの利用（借入先： /申込日： 月 日） ☐ その他（ ）			
	納入計画	納入期限	振込金額	注意事項	
		申請時（入金必須）	円	本申請時に 1 万円以上の振込要	
		令和 8 年 8 月末日	円	毎月の分納額を記入ください。 できるだけ毎月計画的にお支払いを ご予約ください。	
		令和 8 年 9 月末日	円		
令和 8 年 10 月末日		円			
	納入額合計	円	請求案内記載の請求額をご確認ください。		
	完 納 予定日	年 月 日 ※10 月末までの完納が必要になります			

【延納申請に関する通知事項】

- ・延納期間中、各種証明書発行は停止されます。
- ・学納金のお支払いが遅れた場合、履修科目の登録が取り消され、定期試験の受験資格がなくなります。